

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条で「食育の推進」をその役割と目的として規定されており、教育活動の一環である。

学校給食の経費負担は、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費を義務教育諸学校の設置者の負担と位置づけられているが、それ以外の経費は保護者の負担となっている。保護者負担である学校給食費は、年額5～6万円と保護者が学校に納める納付金の中で最も高額であることから、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、2017年度の「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、全国1,740自治体のうち、無償化や一部補助を実施しているのは506自治体に上る。

これらの背景には、学校給食の持つ教育的効果に加え、子どもの貧困問題もあり、栄養バランスの取れた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子どもの健やかな成長のため非常に重要である。

しかし、学校給食費の無償化は人件費や消費税、高騰する材料及び燃料費などによって、市町村財政を圧迫するなどの懸念が生じる可能性があり、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない市町村も少なくない。2016年3月に内閣府の経済財政諮問会議において、子ども・子育て世帯の支援拡充として学校給食費の無償化が打ち出された。しかし、コロナ禍により自治体の財政余力は乏しく、無償化の実施が困難な自治体が多いため、無償化を全ての学校で実現するには、国の関与が必要である。

よって、本市議会は、国に対し、財源の確保も含めて国の責任において、全ての市町村が学校給食費の無償化を実施できるような対策を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月23日

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 殿
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

座間市議会議長 荻原健司